

Title	共同著作者の著作者人格権行使に関する考察
Author(s)	村上, 画里
Citation	阪大法学. 2012, 61(5), p. 89-110
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/55242
rights	
Note	

Osaka University Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

共同著作者の著作人格権行使に関する考察

村 上 画 里

一 はじめに

1 本稿の目的

複数の者が創作に関与し、各人の寄与分を分離できないものを共同著作物（二条一項二号）というが、共同著作物の著作権行使及び著作者の人格権行使については一定の制約がある。

共有著作権の場合、著作権の持分の譲渡及び第三者への利用許諾については共有者全員の同意が必要である（六条一項ないし三項）。また、共同著作物について第三者への利用許諾をする場合は、併せて、著作人格権についての許諾を要することもありうる。この場合、共同著作物の著作権者全員の同意を得なければ、著作人格権の行使することはできないが（六四条一項）、各著作者は、信義に反して前項の合意の成立を妨げることができない（同条二項）。この規定を見る限り、合意に反対する著作者に信義違反がなければ、著作人格権行使に関する合意は成立しなくても致し方ないようにも思われる。一方で、むやみやたらに著作者に権利行使拒絶を認めては、著作物の利用が阻害されるようにも思われる。それでは、一体、六四条二項にいう信義違反とはどのような行為であ

ると考えられるのだろうか。この点について、従来、あまり検討はなされてこなかったように思われる。本稿ではまず、六四条二項にいう信義違反となる行為あるいは信義違反とはならない行為はいかなるもののかにつき、検討を行うことにする。

二つ目として、本稿では、共同著作物の著作者人格権行使と著作権行使を同時に行う場合において、著作者人格権行使を拒絶する者の信義違反となる行為について検討を行うこととする。具体的には、持分移転があつた場合に著作者人格権行使を拒絶することについて信義違反の問題が生じるのか検討を行うことにする。

以上、二つの点につき検討を行うことで、本稿は、共同著作物の著作者人格権行使に関する議論のたたき台を作成することを目的とする。

2 議論の前提

先に掲げた二つについて具体的に検討する前に、共同著作物の著作者人格権行使に関する六四条一項及び同条二項の規定する内容についての本稿の立場を明らかにしておきたい。というのは、六四条に関しては、裁判例を見つけることができず、また、学説の蓄積も少ないためである。したがって、議論の便宜のため、以下に示す内容を前提として本稿では検討を進めることにしたい。以下で示す考え方に対しては、正面から反対する説は少ないので、本稿で議論をするうえで、支持しようものと思われる。

六四条一項は、共同著作物の著作者人格権は、著作者全員の合意によらなければ、行使することができないと規定する。各共有者は、自己の人格権を行使することができるが、それが他の共同著作物人格権と抵触する可能性があるため、全員の合意を必要としているものである。¹⁾これは、各著作者がそれぞれ別々に著作者人格権を行使する

と、一方の著作人権の行使が他方の著作人権と抵触することになりかねないことから、著作人全員が一体的に著作人権を行使することとした規定であると言われている。

しかしながら、共同著作者の一人の反対によっていかなる場合も著作人権の行使ができないとすると、他の著作人は著作物の利用ができなくなり、著作物の利用を妨げることとなる。そこで、各共同著作者は、「信義に反して」合意の成立を妨げることとはできないとされている（六四条二項）。ここにいう信義違反とは、嫌がらせや各著作人間の約束事・倫理観念に反することを意味すると解する説が多数説である。⁽²⁾⁽³⁾例えば、嫌がらせで反対をするとか、あるいは、自分の印税の取り分が少ないから持分を増やしてくれないから著作人権の問題でクレームをつける等と主張することなどが、信義違反に当たるとされている。⁽⁴⁾著作人権が著作人の有する主観的側面を保護しているものであることに鑑みれば、一部の著作人に対して合意を強制する結果はできるだけ避けるべきであり、著作人権について合意を拒絶できる場合は、著作行使が拒絶できる場合と比べ、より広く捉えられる。すなわち、一部の共同著作者が著作人権の行使に関する合意成立を妨げている場合であっても、ひとまずこれを尊重して、合意成立に反対する者自らが正当性を疎明する必要はないのである。⁽⁵⁾

著作人権行使の拒絶が問題になる場面としては、共同著作人間のこだわり衝突するために場面と、共有著作権の持分に変動が生じたために、著作人と共有者が別の者で構成される場合が考えられる。それらの場面においていかなる行為が信義違反となるのであろうか。前者の問題が生じる場合として、共同著作人間の仲間割れの場面が考えうるが、これは、後述する信義に反する行為に当たるとは否かについて単純に当てはめを行えばよいであろう。後者については、共有持分の変動があったために著作人と著作権者が異なる者で構成されることになるため、その場合に著作権と著作人権行使を同時に行う際に、著作人権によって著作行使が阻害される可能性が生じ

うる。その場合に、信義に反して著作者人格権行使を拒絶する行為とはいかなるものであると考えられるか。

以下では、信義違反になる行為及び著作者人格権が制限されるため合意の有無が問題とならないものについて概観することにした。

二 共同著作物についての著作者人格権の行使について

1 概要

先に確認した「信義に反する」の意味からそれに該当する行為として導きだされるのは、①著作者人格権行使拒絶が嫌がらせ目的の場合、あるいは、倫理観念に反する場合、②各著作作者間の約束事に反する場合が考えられるであろう。②に該当するものとしては、著作権譲渡又は著作権行使の合意が成立したにもかかわらず、著作者人格権行使に関して先の合意を覆す場合に信義違反になるものと解される。例えば、複製・譲渡の許諾を行った場合に公表権行使を認めないと、先の許諾を無意味にする結果となり、著作者人格権による著作権のコントロールを許すのに等しい結果が生じうる。それを許容することは妥当ではないように思われる⁶⁾。また、①に該当するものとしては、嫌がらせ目的で、自分の印税の取り分が少ないから持分を増やしてくれなければ著作者人格権の問題でクレームをつける等と主張すること等が考えられる。単なる嫌がらせ目的で権利行使を拒む場合は、少数者の恣意的な判断による著作者人格権行使が不可能となる事態を招くことに繋がるため、それを認めるべきではない。

逆に、①及び②以外の行為については、信義違反とはならないと考えられる。つまり、比較的多くの場合において、共同著作物の著作者人格権行使を拒絶する者の意思表示は尊重されうるものと考えられる。以下では、ここで述べた原則以外で著作者人格権の制限規定等の適用を受ける結果、共同著作物の著作者人格権行使の反対者の存在

にかかわらず、権利行使が可能となる場合について、プログラムの著作物とそれ以外の著作物に分けて検討を行うことにする。

2 プログラムの著作物

(1) 概要

プログラムが共同著作によるものである場合、合意の有無にかかわらず、氏名表示の省略が認められ、また、一定の改変行為を行うことが認められる場合がある。このほか、未公表著作物の著作権譲渡を行った場合、著作者は公表することに同意したことが推定される（一八条二項一号）。したがって、一八条二項一号に該当する場合は、著作人格権行使反対者の信義違反の問題にかかわらず、権利行使をすることができる。以下では、氏名表示の省略が認められる場合及び未公表著作物の著作権譲渡を行った場合について概観する。

(2) 未公表著作物の譲渡を行った場合

プログラムにつき未公表著作物の著作権の譲渡を行った場合（一部譲渡を含む⁽⁷⁾）、当該著作物をその著作権の行使により公衆に提供し、提示することにつき、著作者の同意が推定される（一八条二項一号）。未公表著作物の利用をするには、公表を伴うのが通常であるが、著作権の譲受人が著作権を取得しながらこれを利用できないのでは、権利を取得したことが無意味になる。著作権の譲受人もこれを利用して経済的対価を得るであろうことを予測したであろうと考えられることから、著作者は著作権の行使による公表について同意したものと推定される旨を規定したのである。⁽⁸⁾

他方、プログラムについて未公表著作物の許諾を行った場合には、同意の推定は働かないと考えられるであろう。

プログラムの中には、内部利用を行うだけのもの、あるいは、作成を委託した企業だけに提供するものなど、本来公表を予定していないものも多い。プログラムの著作物に関しては、許諾を行ったとしても、公表権行使について合意を与えたとの意思表示が契約上明確でない限り、公表の推定は働かないものと考えられる。それゆえに、プログラムの著作物につき共有著作権行使に関して著作者間で合意が成立しても、公表権行使について合意をしないことがただちに著作者間の合意を覆すことになるとは限らないように思われる。したがって、この場合に公表権行使を拒絶することは信義違反とはならないように思われる。

(3) 氏名表示の省略が認められる場合

プログラムのような機能的著作物の場合は、工業製品の一部に組み込まれているものも多く、そのような場合は無名で公表されることもある。一九条三項は、著作者名の表示は、著作物の利用の目的及び態様に照らし著作者が創作者であることを主張する利益を害するおそれがないと認められるときは、公正な慣行に反しない限り、省略することができる」と規定している。プログラムの性質に鑑みれば、氏名表示の省略が認められるものは、他の著作物に比べて多いように思われる。⁽⁹⁾

プログラムの著作物の氏名表示につき、一九条三項による適用が認められる場合は、氏名表示権行使を拒絶する者がいる場合であっても、共同著作者のいずれの氏名表示も省略することが認められる。この場合に氏名表示省略を拒絶する者がいても、その者の信義違反にかかわらず、氏名表示を省略することが可能であると考ええる。

(4) 同一性保持権が制限される場合

プログラムは機能的・実用的性格の著作物であるので、バグの修正やバージョンアップによる機能向上のための改変を行う必要性の高い著作物であるといえるだろう。

二〇条二項三号は、特定の電子計算機においては利用し得ないプログラムの著作物を当該電子計算機において利用し得るようにするため、又はプログラムの著作物をより効果的に利用し得るようにするために必要な変更する行為について、同一性保持権は及ばない旨を規定する。プログラムは機能的著作物であることから、その変更により名誉・声望を害することはほとんど考えられないため、同一性保持権は制限されることとされている⁽¹⁰⁾のである。ただし、ゲームの著作物のプログラムのように、効率性とは関連が薄く、嗜好的要素の強いものについては、同一性保持権の働く余地はあるだろう。この場合は、プログラム自体ではなく、映像等の著作物の同一性保持権の問題とされるべきであろう⁽¹¹⁾。

共同著作物がプログラムである場合について、二〇条二項三号に該当する改変は著作者間の同意の成否につき問題とすることなく、各著作者において権利行使をすることが可能であると考える。

3 プログラム以外の著作物

(1) 概要

プログラム以外の共同著作物の場合、プログラムの著作物の場合と比べ、著作人権行使に反対する者がいても、信義違反とはならないことが多いように思われる。しかし、著作人権の制限規定が適用される場面も少ないながら存在する。その場合は、権利行使を拒絶する者の信義違反にかかわらず、利用を行うことが可能であると考える。

(2) 公表の推定

公表権は公表に関する決定権であるので、共同著作者の許諾なく権利行使をすることはできない。プログラム以

外の著作物の場合も、プログラムの著作物と同様に、未公表著作物の著作権の譲渡を行った場合には、当該著作物をその著作権の行使により公衆に提供し、提示することにつき、作者の同意が推定される（一八条二項一号）。なお、未公表著作物の著作権につき許諾を行った場合は、法に制限規定はないため、公表権行使について同意の推定は働かない。しかし、契約内容によっては、明文がなくとも公表について黙示の許諾が認められるべき場合も存在する⁽¹²⁾。そのような場合には、結果として未公表著作物の著作権の譲渡があった場合に準じて、公表が推定されるもの⁽¹³⁾と考える。この点は、プログラムの著作物につき許諾をした場合に、プログラムの性質上必ずしも公表が推定されるわけではないという点とは異なる。

以上のほか、美術の著作物又は写真の著作物につき未公表の原作品を譲渡した場合には、その著作物を原作品による展示の方法で公衆に提供することの同意が推定される（一八条二項二号）。ただし、出版等の他の方法による公表までは推定されない。

プログラム以外の共同著作物については、以上に取り上げた規定に該当する場合及び契約内容により公表の黙示の許諾が認められる場合、著作者人格権行使を拒絶する者がいたとしても、その者の信義違反にかかわらず、著作物の公表をすることができると考える。

（3）氏名表示の省略が認められる場合

プログラム以外の共同著作物に関する氏名表示については、著作者間の氏名の掲載順の入れ替えや特定の著作者の氏名表示を削除・変更・追加すること等が問題となりうる⁽¹⁴⁾。著作者名の掲載順は、学会によっては重要な意味を持つようであるが、共同著作物である以上はその順が正当でないとしてもそれは氏名表示権の問題ではなく、不法行為の問題になるにすぎない⁽¹⁵⁾。

共同著作物の氏名表示権行使に際して問題になるのは、著作人名を削除すること、著作人名を記載することについての合意の成立を拒むことであろう。各著作人は氏名表示権によって氏名表示・非表示について決定することができるのであるから、氏名表示権行使を拒絶したとしても、それが、信義違反になるとは考えにくいであろう。したがって、多くの場合、合意を拒んだとしても信義違反にはならないと考える。

プログラム以外の著作物についても、一九条三項に該当する場合、氏名表示の省略が認められる。喫茶店等で利用されるBGM等が典型例であるとされているが、裁判例においては、写真や教科書準拠教材につき一九条三項に該当する場合に当てはまらないとするものが見受けられる¹⁶⁾。以上の点より、プログラム以外の著作物について一九条三項に該当する場合は少ないように思われる。

もっとも、プログラムの著作物以外の著作物についても、一九条三項に該当するものであれば、氏名表示権行使を拒絶する者の信義違反にかかわらず氏名表示を省略することができる。一九条三項に該当しない場合、共同著作者が氏名表示の省略を拒絶する行為は信義違反とはならないと考える。

(4) 同一性保持権が制限される場合

プログラム以外の著作物については、プログラムの著作物の場合に比べ、同一性保持権行使拒絶が信義違反とならないことが多いように思われる。

同一性保持権は、著作者が自己の著作物とその題号につき、その意に反する改変等を受けないことを内容とする権利であり、著作者の意に反して改変することは著作者の人格を傷つけるとい認識の下に立法されたものである¹⁷⁾。したがって、客観的に著作者の名誉・声望を害することがなくても、意に反する改変をすると原則として同一性保持権侵害が成立する。そのような点から、同一性保持権は、著作者の自己の著作物に対するこだわりの感情を保護

するものであるといわれている⁽¹⁸⁾。プログラム以外の著作物においては、作者の著作物に対するこだわりは尊重されるべきであるので、同一性保持権が制限されることは、少ないように思われる⁽¹⁹⁾。もともと、以下の場合については同一性保持権が制限される。同一性保持権が制限される場合には、共同著作物の同一性保持権行使につき拒絶する者がいても、信義違反にかかわらず、著作物を利用することができると考えられるであろう。

例えば、著作物の内容が、文学作品や絵画のような精神的著作物である場合、当該改変がやむを得ない改変（二〇条二項四号⁽²⁰⁾）であれば、同一性保持権は制限されるが、何をもってやむを得ない改変とするのか、具体的意味内容は未だ明らかではない。従来の学説は、二〇条二項四号の適用については、厳格に解すべきとする説が多く見受けられる⁽²¹⁾。四号を厳格に解する説によれば、同一性保持権が制限される要件は、改変が必要な範囲にあることでは足りず、他に改変の方法がなく、また、改変を最小にすることが求められる。そのため、利用範囲が限定されざるという問題点がある。この点について次のように考え、四号の適用につき解釈を緩やかに行うべきではないだろうか。

四号は「小さい一般条項」と称すべきものであり、二〇条二項一号から三号が具体的例外事由を掲げ、四号はそれと同程度の事由が損する場合の規定であると解される⁽²²⁾。現に、近時においては四号を適用する裁判例も徐々に増えつつある⁽²³⁾。したがって、「やむを得ない改変」につき、むやみに厳格に解釈する必要はない⁽²⁴⁾と考える。

共同著作物の同一性保持権行使についても、やむを得ないという程度の改変であれば、合意の有無は問題とはならず利用することが可能である。逆にそのような態様以外での改変については、同一性保持権行使を拒むことは信義違反にはならないと考える。このような精神的著作物は、共同で創作したものであっても、当該著作物の構成やパーツ等に各著作者の精神的・主観的側面は保護されるべきであると考えられるためである。

4 小 括

ここまでの議論を整理して要点のみを挙げると、①嫌がらせ目的に合意に反対する場合あるいは、著作権譲渡・著作権行使に関して合意が成立している場合にそれを覆す形で著作権人格権行使を拒絶する行為は信義違反となる、②著作人権行使について著作人権の制限規定に該当する行為は、合意の成否は問題となることなく、権利行使をすることが可能であるということになる。②に関しては、著作物がプログラムであるか、それ以外であるかという著作物の性質・内容が影響することを指摘した。原則として、①に該当しない場合に著作人権行使の合意に拒否することは、信義違反とはならないものと考ええる。また、②に該当する行為である場合、合意の有無にかかわらず、権利行使することが可能であると考ええる。

三 著作人権行使と同時に著作権行使を行う場合

共同著作物の著作人権行使は、著作権行使と同時に行われることが多い。その場合、著作人権行使を拒絶する行為はいかなる場合に信義違反となるのか。この問題については、とりわけ、著作者と共有者が別の者に帰属する場合に検討を要するように思われる。

以下では、共有持分の譲渡がなされている場合及び持分の相続があった場合について検討を行う。

1 持分譲渡の場合

著作権の持分譲渡がされた場合、複製権行使と氏名表示権行使のように権利内容に重なりあう点がない場合は、複製権行使について共有者が賛成し、氏名表示権行使を拒絶する者がでる事態が生じるのはやむを得ないことであ

ろう。氏名表示権が氏名表示・非表示について決定することができる権利であることに鑑みれば、氏名表示権行使を拒絶することは著作者としての正当な権利主張であるから、信義違反とはならないと解すべきであると考ええる。

一方、複製権・譲渡権の行使と公表権行使のように権利内容が重なり合う場合、複製権・譲渡権の行使に合意しながら、公表権行使を拒絶することは信義違反となるであろう。複製・譲渡について合意をしたにもかかわらず、公表権行使を拒絶することは先の合意を覆すことになるからである。なお、先に説明したようにプログラムの公表権行使拒絶については、これとは異なる帰結が導かれる可能性があるだろう。翻案権行使と同一性保持権行使においても、同一性保持権行使を拒絶する者がいる場合に権利行使拒絶者の信義違反が問題になりうる。以下では、著作権の共有者と著作者が別の者で構成されている場合、同一性保持権行使を拒絶する者の信義違反について検討を行うことにする。

著作者であるA・Bで著作権を共有する場合に、AがCに持分譲渡を行った場合を例に検討を行いたい。この場合、共有者B・Cにおいて第三者Zに翻案を許諾する旨の合意を成立させても、著作者A・Bにおいて同一性保持権行使の合意が成立しないことが生じうる。この場合、翻案権行使と同一性保持権行使について権利行使する構成員が異なるため、一つの行為について相対する意思表示が衝突し、権利行使に困難が生じる。

この問題の解決方法としては、翻案権譲渡後の同一性保持権行使に関する議論を参照に結論を導く方法が考えられる。以下では、翻案権譲渡後の同一性保持権行使に関する議論を用いた解決方法について説明を行うことにする。

(1) 翻案権譲渡後の同一性保持権行使に関する議論を用いた解決方法

翻案権の譲受人が翻案権に基づき著作物の改変を行った場合、著作者から同一性保持権を行使されることが考えられる。このような場合に著作者に同一性保持権を行使することを認めては翻案権譲渡の意味を失わせることにな

るので、同一性保持権を制限する方法が従来から議論されている。具体的には、翻案権譲渡の際に翻案に伴う通常範囲内の改変の限度で同一性保持権を行使しない黙示の同意を与えていると構成する見解⁽²⁵⁾、翻案に必要な限度での改変は、著作物の表現の同一性を変更するものであったとしても二〇条二項四号にいう「著作物の性質並びにその利用の目的及び態様に照らしやむを得ないと認められる改変」に該当するとする見解⁽²⁶⁾がある。

著作権の共有持分譲渡後の共同著作物の著作人格権行使の場面において、いずれの学説を用いて解決することが適切であろうか。後説は、二〇条二項四号に該当するものとして翻案権譲渡後に翻案に伴って必然的に行う改変を認めるものであるが、先述したように、二〇条二項四号の適用される範囲は極めて狭いものであるから、著作物の表現を変更するものであっても改変が二〇条二項四号に該当すると解することは、現状としては難しいように思われる⁽²⁷⁾。以下では、前説を支持するものとして共有持分譲渡後の同一性保持権行使について検討を行うことにしたい。

翻案権譲渡により同一性保持権に黙示的許諾を与えていると解する説を支持するとして、持分譲渡後の同一性保持権行使について権利行使反対をする者の意思表示はどのように扱われるのであろうか。著作者であるA・Bで著作権を共有する場合に、AがCに持分譲渡を行った場合において、B・Cが翻案に伴う改変を行う場合、翻案による通常の範囲内で行われる改変であれば、AはCが改変に伴い同一性保持権を行使することに黙示的に同意をしていたものと解することができる。したがって、B・Cは、Aが同一性保持権行使に反対した場合であっても、改変行為を行うことができるかと解されるであろう。つまり、同一性保持権行使を拒絶する者がいても、反対者の信義違反にかかわらずB・Cは翻案に伴う通常の範囲内の改変を行うことができる。

この方法による解決は、翻案に伴う通常の範囲内の改変がいかなるものかによって判断が分かれることと

なるが、映画の著作物の部分的利用や写真の著作物の色彩の変更（例えば、カラー写真を白黒写真にすること）という程度であれば、翻案に伴う通常の範囲内の改変と解されるであろう。²⁸一方で、原著作物のパロディ化や二次的著作物の創作等は翻案に伴う通常の範囲を超える改変であると解されるであろう。²⁹

翻案権譲渡後の同一性保持権行使の議論を用いるとして、それを共同著作物の持分譲渡の場合の同一性保持権行使においても適用することは妥当であろうか。以下ではその点について検討を行う。

（2）解決方法としての妥当性

共同著作物の著作権の持分譲渡を行うためには、他の共有者全員の合意が必要であり（六五一条一項）、合意が成立したうえで、第三者に権利が移転する。持分譲渡について共有者全員で合意をしている以上、持分の譲受人が翻案権行使をすることは他の共有者が合意しているものと解される。そのように解しないと、著作権の持分が第三者の手に渡ったにもかかわらず、同一性保持権によるコントロールを受け、持分譲渡の意味がなくなる。また、持分譲受人が同一性保持権によるコントロールを受けることで、円滑な権利行使が阻害される。したがって、この場合においては、翻案権譲渡と同一性保持権に関する議論と同様に、著作者である譲渡人は翻案に伴う通常の範囲内における改変に同意をしたものと推定することは妥当であると考える。

これまでの議論から、共有著作権の持分譲渡により同一性保持権行使について翻案の必然性から行われる改変については、譲渡により黙示の同意をしていると解されるので、同一性保持権行使を拒絶する者の信義違反の問題にかかわらず、譲受人の利用を認めるべきであると考える。

一方、翻案による通常の範囲を超える改変については、持分の譲渡により、同一性保持権行使に黙示の合意をしたものと解することはできないので、その場合に、共同著作者から同一性保持権行使を拒絶されることはやむを得

ないであろう。この場合に、共同著作者が権利行使を拒絶することは信義違反にはならないと考える。

2 持分が相続された場合

共同著作物の著作権の持分が、著作者の死亡により相続された場合、著作者と共有者が別の者に帰属することとなる。この場合に、現存する著作者が著作権を行使する場合においては、死亡した著作者の著作人権にも注意をしなければならぬ。一般的に、死者には人格権はないと考えられているが、著作権法は著作者の死後においても一定の保護を与えている。すなわち、著作者の死後、著作物を公衆に提供・提示する者は、著作者が存しているとしたならばその著作人権の侵害となるべき行為をしてはならないとされている（六〇条）。ただし、著作人権侵害となるべき行為の性質及び程度、社会的事情の変動、その他の事情を勘案して、当該行為が著作者の意害しない行為は許容されている（同条但書）。同条は、相続により共有者と著作者が別の者に帰属する場合において、共同著作物の著作人権行使を行う場合に考慮する必要があるだろう。

例えば、死亡した著作人名を削除して複製する行為、第三者が自己のものとして著作したかのごとく公表する行為は、著作者が存しているとすればその著作人権を侵害する行為となる³⁰。現存する著作者がこのような著作人権行使をすることにつき、権利行使を拒絶することは信義違反とはならないと解するべきであろう。

一方、六〇条但書は侵害となるべき行為の性質及び程度、社会的事情の変動その他によりその行為が著作者の意害しないものである場合は、当該改変等は許容される。ここでいう、「行為の性質」とは、その侵害行為が主体的に行われたものであるのか、あるいは、随伴的に行われたものであるのかということであり、「行為の程度」とは、著作人権の侵害に相当する複製物を大量に作成・頒布したのか、わずかな部数であったのかという程度間

題や行為が継続して行われたか、偶発的に行われたものであるのかという程度の問題であるといわれている。⁽³¹⁾「社会的事情の変動」とは、用字・用語の変化などだけではなく、社会的な価値観の変遷に伴って、変更が許容される範囲も変動する場合があるものを示唆するものであるとされている。「その他により」とは、著作者の生前の著作人格権に対する対応・考えなどが含まれると考えられている。⁽³²⁾

裁判例においては、六一一条但書にいう「著作者の意を害しない」という文言につき、客観的に認められることを要するとしている。⁽³³⁾例えば、ノグチ・ルーム事件においては、公共目的のために必要に応じた大きさの建物を建築するために、建物を解体し移設することについて、可能な限り著作物の現状を復元するものである場合には著作者の意を害しないと行為であると判示された。⁽³⁴⁾六一一条但書は、基本的には死者が存していたならば著作人格権を侵害する場合であっても、行為の性質等の各種要素について総合考慮した場合に許容しうる変更を定めたものと解されるであろう。上記裁判例は、六〇条但書に定められたそれぞれの要件について詳細に述べているわけではないが、当該改変行為を行うにあたり、著作物の現状を維持するよう努め、それでもなお行う必要のある改変を最小限にとどめた場合につき著作者の意を害しないと解したものと思われる。実際に著作者の意を害しない行為か否かは、事例に応じて個別具体的に判断されるものと思われるが、六〇条但書に該当する行為につき、各著作者が意に害しない行為であるか否かを判断することは難しいであろう。

以上から検討するに、六〇条但書によって結果的に著作者の意を害しない行為として許容される行為につき、共同著作者が著作人格権行使を拒絶したとしても、それは信義違反とすることはないと考える。六〇条但書によって著作人格権侵害の違法性が阻却される行為は、もともととは死亡した者が存していたのならば著作人格権を侵害する行為であり、そのような行為につき著作人格権行使を拒絶することは先に述べたように信義違反とはなら

ない行為である。この場合に著作者人格権行使を拒絶する行為は、著作者間の合意を覆すものでも倫理違反となるものでもないと思われるのでそのように解するのが妥当であるように思われる。

3 小 活

著作者人格権行使と著作権行使を同時に行う場面においては、著作権譲渡及び相続の場面で著作者人格権行使拒絶が信義違反となる行為について検討を行った。

前者については、持分譲渡により翻案に伴う通常の範囲内の改変であれば、同一性保持権行使に著作者は黙示的に合意していることが推定されることから、共同著作者が同一性保持権行使を拒絶したとしても、信義違反にかかわらず、改変を行うことができると考える。共有持分譲渡後に同一性保持権行使を拒絶する場合、持分譲渡により翻案に伴う通常の範囲内の改変については、同一性保持権行使につき著作者が黙示的に合意を与えていることが推定される。そのため、同一性保持権行使拒絶者の信義違反の問題を問う事なく、著作物の利用を行うことができる。一方、翻案に伴う通常の範囲を超える改変については、同一性保持権行使を拒絶する者がいても、その者に信義違反行為はないと考える。

後者については、死者の人格的利益を害する行為について著作者人格権行使を拒絶する行為は信義違反とならないと考える。

四 むすびに代えて

本稿では、共同著作物の著作者人格権行使について権利行使反対者の信義違反にあたる行為について、そして、

持分移転後に共同著作物の著作者人格権行使と同時に著作権行使を行う場面において、著作者人格権行使を拒絶する行為の信義違反について検討を行った。本稿における検討から以下の点を一般化することができるように思われる。まず、一般的に信義違反があるとされる場面は、嫌がらせや倫理違反行為のほか、先に成立させた著作権譲渡・著作権行使に関する合意を覆す形で著作者人格権行使を拒絶することであると考えられる。また、譲渡があった場面では、譲渡によって著作者人格権行使について著作者が黙示の許諾を与えたと推定されるため、著作者人格権行使につき拒絶する者がいても、その者の信義違反にかかわらず権利行使は可能であると解すべきである。相続の場合には、著作者人格権行使につき六〇条を意識する必要がある。この場合、死者の著作者人格権を侵害する行為について権利行使拒絶することは信義違反とはならないと考える。

本稿では著作権法の一般的な考え方から導きうる結論を示したのみで、検討自体が時期尚早であった可能性は否定できない。しかしながら、著作者人格権に関する規定と共同著作物の著作者人格権行使に関する規定を考察するなかで、共同著作物がプログラムである場合については、比較的多くの場合において著作者人格権行使が制限されうることを確認することができた点に意味はあったように思われる。

持分移転後の著作権行使と著作者人格権行使の問題については、従来検討されることがなかったものであり、今後の裁判例及び学説の蓄積を待ちながら、検討を継続していく必要があるだろう。

- (1) 中山信弘『著作権法』（有斐閣、二〇〇七年）四一一頁
- (2) 加戸守行『著作権法逐条講義「五訂新版」』（著作権情報センター、二〇〇六年）三九〇頁
- (3) 反対、金井重彦・小倉秀夫編著『著作権法コンメンタール（上巻）』（東京布井出版、二〇〇〇年）五五二頁（小倉秀夫）。事情変更の原則が信義則に含まれていることを踏まえて、当該具体的な事情のもとにおいて、著作者人格権を行使

するとの合意を妨げないとの、他の共同著作者から一般的に期待されている信頼をいうと解すべきであると述べている。

- (4) 加戸・前掲(2)三九〇頁
- (5) 加戸・前掲(2)三九〇頁
- (6) 後述する公表の推定(二八条二項一号)に関する記述を参照されたい。
- (7) 中山・前掲(1)三七六頁、加戸・前掲(2)一六二頁
- (8) 半田正夫「松田政行編『著作権法コンメンタール2』(勁草書房、二〇〇九年)七二二頁(半田正夫)
- (9) 中山・前掲(1)三八二頁
- (10) 中山・前掲(1)四〇一頁。二〇条二項三号の規定により、事実上プログラムには同一性保持権がなきに等しいこととなったとされている。
- (11) 同旨、中山・前掲(1)四〇一頁。そもそも、コンピュータを用いたゲームについて、操作を行う者がストーリーの展開を変更しうる性質を有することから、このような場合は著作者人格権の問題として扱うこと自体に疑問を抱く見解として、岡邦俊「量産される複製物商品と同一性保持権」半田正夫先生古稀記念『著作権法と民法の現代的課題』(法学書院、二〇〇三年)一四一頁
- (12) 東京地判平成元年六月三〇日無休集二二卷二号五八七頁(商品広告用写真事件)。カメラマンであるXが、広告代理店であるYの注文により商品広告用写真を撮影したうえ、Yに対し、現像済フィルム及び紙焼写真を引き渡したという事案において、裁判所は、X・Y両者の職業及び契約の目的に照らし、Xは、写真の引渡しにより、Yに対し、当該写真を商品広告に使用し、当該写真を公表することを許諾したものと認めた。
- (13) 中山・前掲(1)三七七頁
- (14) 氏名表示の脱落に関する千葉地判昭和四年二月一九日無休集二二卷一号二二頁(医学部助手氏名脱落事件)。目次に掲載すべき著作者の氏名が特定の者の過失により脱落した事件につき氏名表示権侵害を認めた。
- (15) 東京地判平成八年七月三〇日判時一五九六号八五頁(氏名順事件)。判決は、論文を書くのに最も貢献した者が第一著者となるものであり、第一著者かそれ以外の共著者かは、評価その他の点で大きな違いがあること、第一著者がその研究の責任と権利をもっていることが認められ、承諾なくして著作順位を変更して、被告学会に本著作物を再提出した行

為は不法行為を構成するものと言わざるを得ないと述べている。

- (16) 東京地判平成五年一月二五日判時一五〇八号一四七頁〔月刊誌「ランカ事件」〕。東京地判平成一三年二月二五日（平成二年（ワ）一七〇一九号）（判例集未登載）〔国語教科書準拠教材事件〕
- (17) 上野達弘「著作者人格権をめぐる立法的課題」中山信弘先生還暦記念『知的財産法の理論と現代的課題』（弘文堂、二〇〇五年）三五—一頁
- (18) 井上由里子「著作物の改変と同一性保持権」ジュリスト一〇五七号（一九九四年）六六頁
- (19) 東京地判平成九年一〇月二二日判時一六八一号一〇七頁〔浅間山荘短歌事件〕では、短歌という字数の制限された表現在読点を二カ所加える改変につき同一性保持権侵害が成立するとされた。写真に関しては、東京地判平成一一年三月二六日判時一六九四号一四二頁〔Dolphin Blue 事件〕は、写真の上下左右を一部切除して雑誌に掲載する行為につき、切除部分が極めてわずかである等著作者の人格的利益を害することがないと認められる場合を除き、原則として同一性保持権侵害に当たると述べている。
- (20) 裁判例においては、明らかな誤植の訂正に関して同一性保持権侵害を否定した東京高判平成三年二月一九日知財集二二卷三号八二三頁〔法政大学懸賞論文事件〕、映画のテレビ放送のために行ったトリミングをやむを得ない改変とした東京地判平成七年七月三一日知財集二七卷三号五二〇頁〔スイートホーム事件〕等がある。
- (21) 斉藤博「著作者人格権の現代的課題」民商一六卷六号（一九九七年）八三四頁、加戸・前掲（2）一七三頁
- (22) 中山・前掲（1）四〇四頁
- (23) スイートホーム事件・前掲（20）。漫画に描かれた人物につき、同人がこれを見れば不快に感じる程度に醜く描写されている場合において、描かれた人物の絵に目隠しをつける行為につきやむを得ない改変と認めた東京地判平成一一年八月三十一日判時一七〇二号一四五頁〔脱ゴーマニズム宣言事件〕
- (24) 従来の方に対して、田村善之『著作権法概説（第二版）』（有斐閣、二〇〇一年）四四八頁は、翻案権、二次的著作物の利用権を著作者人格権とは切り離して別個独立に譲渡しうることを認めた法制度を無意味なものとしないうために、翻案の際に表現形式の変更に伴って必然的に行われる改変は、それが著作物の表現の同一性を変更するものであったとしても二〇条二項四号により同一性保持権を侵害しないと解さなければならないとしている。また、上野達弘「著作物の改

変と著作者人格権をめぐる一考察(二)(二・完)——ドイツ著作権法における「利益衡量」からの示唆」民商一二〇巻四・五号(一九九九年)七四八頁、六号(一九九九年)九三五頁は、従来二〇条二項の例外規定が厳格に解釈されてきたため、意に反する改変はすべて同一性保持権侵害となり、その結果、民法の一般条項等による法律構成に基づき二〇条一項の適用除外を行ってきたが、同一性保持権侵害の侵害判断を著作者と利用者との調和ととらえて、解釈すべきであるとすの見解も提示されている。私見としては、後説に賛成したい。

(25) 中山・前掲(一)三九五頁

(26) 田村・前掲(24)四四八頁

(27) もっとも、私見としては二〇条二項四号につき、より使いやすい方向性を探るべきであると考えており、この点については先述したとおりである。

(28) 長野地判平成六年三月一日(昭和六〇年(ワ)二二八号)〔判例集未登載〕〔白馬村観光パンフレット事件〕では、原画の著作権譲渡契約が成立していた場合の原画分割使用につき、黙示的に承諾をしていたものと認め著作者人格権侵害を否定したものがある。

(29) 最判昭和五五年三月二八日民集三四卷三三二四四頁〔モニタージュ写真事件〕を参照。

(30) 東京地判昭和六一年四月二八日無休集一八卷一号一二二頁〔豊後の石風呂事件〕参照。著作者の死後において第三者が自己の著作であるかのごとく公表した場合につき、遺族の損害賠償請求が認められた。

(31) 加戸・前掲(2)三六七頁

(32) 半田・松田・前掲(8)五五五頁

(33) 東京地決平成一五年六月一日判時一八四〇号一〇六頁〔ノグチ・ルーム事件〕

(34) ノグチ・ルーム事件・前掲(33)。同事件では、イサム・ノグチがデザインしたノグチ・ルームに接して庭園が構築されていたが、同庭園及びそこに設置していた彫刻を移設することに対して裁判所は以下のように述べて、六〇条に定める著作者が存しているとしたならばその著作者人格権侵害となるべき行為に該当すると判断した。「本件工事においては、庭園は、全体として、ノグチ・ルームとの位置関係を含めて現状を復元する形で移築されるものではあるが、……周囲の土地の形状等をも考慮に入れた上での制作者の意図は、本件工事の施工により失われてしまうことになる。したがって、

庭園については、本件工事により、製作者の意図した特徴が損なわれる結果を生じるものである」。

決定において示された判断要素が、六〇条にいう「その行為の性質及び程度」、「社会的事情の変動」、「その他」のいずれに対応するものであるのか言及はされていない。